

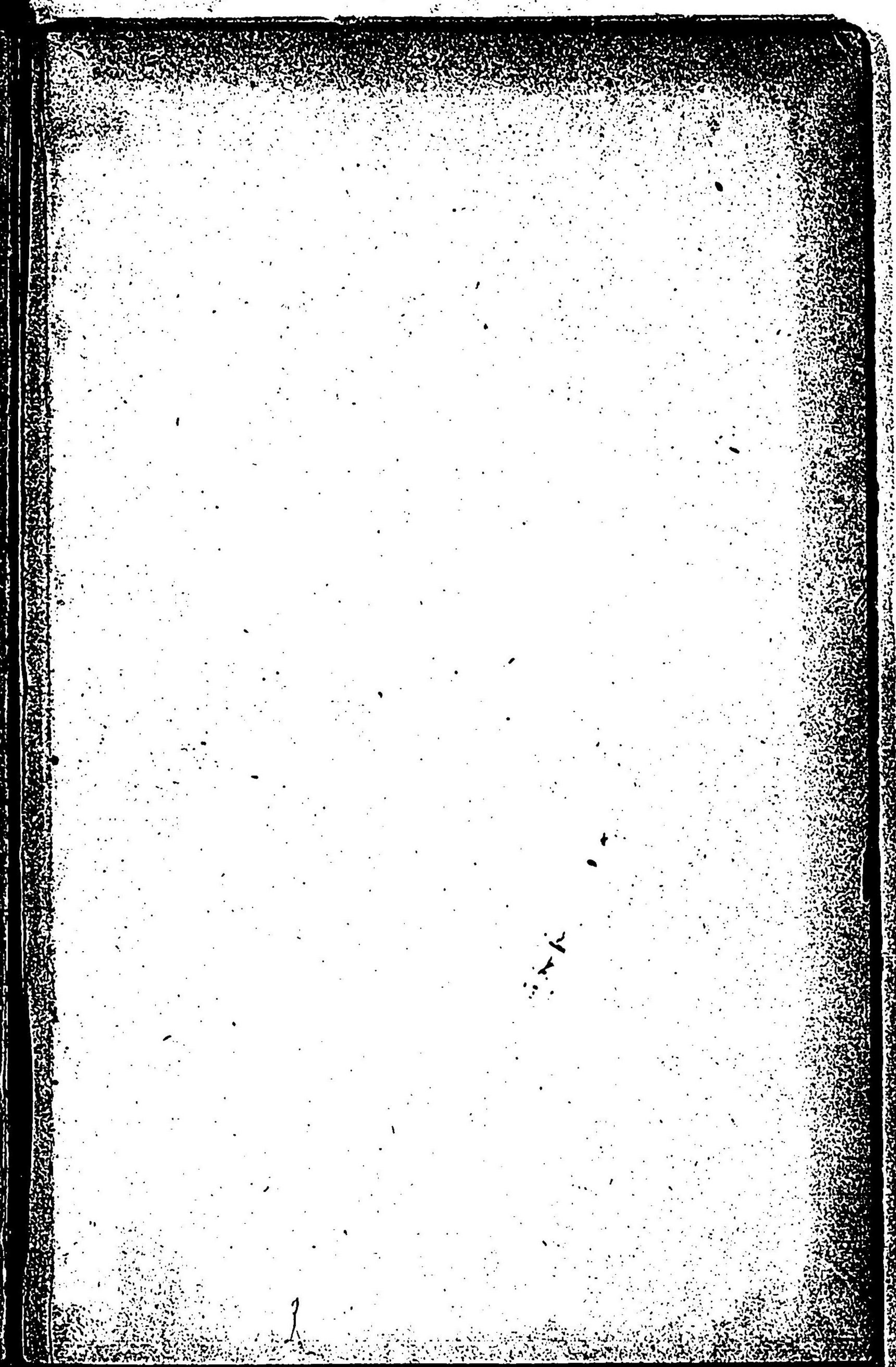
81  
985

熊本縣御纂

肥後國史略全

熊本縣教育會發兌







81-985



肥後國史畧





### 緒言

明治三十五年十一月、龍駕親しく、武を九州の野に閱  
たまひしとき、乙夜の覽に供し奉らむがために、本縣知  
事より、文學士武藤虎太、文學士牧山清、宇野東風、及、武藤  
嚴男の四氏に囑托し、肥後國史を編述せしめたりき。其  
の書、考證正確、記述簡明にして、頗教育上の参照に資す  
べきものあるを以つて、曩に、本縣知事に乞ひ、其の原稿  
の下附を得たり。由つて、本會は、更に、前記の四氏に托し  
教授上の利便を斟酌して、増補のことを了し、今や、稿成  
り、茲に上梓するに及べり。冀はくは、讀者能く、其の由來



に鑑み、以つて、兒童教養の資に充てられんことを

明治三十六年七月下浣

私立熊本縣教育會

### 肥後國史略目次

- 一、國造時代……………二
- 二、國守時代……………四
  - イ 國守時代に於ける肥後の郡郷租調庸牧驛
  - ロ 國守時代に於ける主要なる事蹟
- 三、守護地頭時代……………一四
  - (凡五百十年)
- 四、菊池氏守護職時代……………一七
  - (凡二百二十年)
- 五、大友龍造寺島津三氏肥後侵略時代(三十六年)……………二四
- 六、佐々成政封地時代……………三〇
  - (十ヶ月)
- 七、加藤清正小西行長分封時代……………三二
  - (十二年)
- 八、加藤氏封地時代……………三四
  - (三十二年)



九、細川氏封地時代……………(二百三十五年)……………完

イ 細川重賢の事蹟

ロ 細川氏時代に於ける肥後の土工及び天災地變

ハ 幕末及び維新の際に於ける肥後藩

十、藩知事時代及び廢藩置縣後の肥後……………三

目次終

肥後國史略

熊本縣編纂

上世遠文獻の以て徴すべきもの六國史を除きて殆ど鮮し鎌倉時代は迨ひ史料殊に闕けたり降て菊池氏に至り勤王の義旗を擧げ西睡を厭し遙に王室を擁護す其の帝國の歴史に關

繫を有するや頗る大なり戰國時代に及びて土豪割據し郡郷分裂し時に大友龍造寺島津氏等の侵掠を受けしが豊臣秀吉に及び島津氏を征し佐々成政を封す幾もなくして國除かれ加藤小西二氏分封せられ後十餘年小西氏亡ひ加藤氏其の地を併せ領し水利を興し新地を墾き餘澤を後世に遺しもの抄からす尋いて細川氏國を領せしこと二百三十餘年善政遺德擧げて言ふ



可らす願ふに肥後人士の氣質風習は菊池氏以來の流風餘韻を  
隱約の間に享けたるもの多しと謂ふへし今次を追うて其の梗  
概を叙せん

### 一、國造時代

景行天皇十八年三月帝筑紫に巡幸し給ひ四月熊縣に至り熊津  
彦を征服し五月葦分より海路火の國に到り給ふ

此の時海上夜暗く航路分明ならさりしに遙に火光を認め更  
に其の方に向ひて進み終に岸に着し給ふ其の地は八代縣豊  
村にして火は其の主を知らす火の國の稱茲に始まると云ふ  
六月帝阿蘇に到り給ふ是れより先き神武天皇七十六年第二皇  
子神八井耳命の孫健磐龍命を阿蘇に封せらる子速瓶玉命崇神  
天皇の朝に阿蘇國造となる國造は世々其の國に在りて政令を

掌るものなり景行帝の巡幸に及ひ速瓶玉命の子惟人に勅し神  
社を建て、祖先を祀らしむ是れ阿蘇大宮司の始なり帝の時吉  
備津彦命の子三井根子命を以て葦分國造に定め給ふ

成務天皇の朝諸國に令し國郡に造長を置き給ふ此時神魂命十  
三世の孫建島松命を天草國造に定め給ふ

安閑天皇二年五月火の國春日部の屯倉を置き給ふ敏達天皇十  
二年七月詔して火の葦分國造阿リス登が子達率日羅を百濟に  
徴し任那復興の策を諮詢し給ふ初め宣化帝の朝阿リス登使を  
海外に奉す日羅之に従ひ百濟に在りて官達率たり是に至り召  
し還へさる推古天皇十七年百濟の僧道欣惠彌等十人俗人七十  
五人國王の命を奉し吳國に使し海上暴風に遭ひ火の葦分津に  
漂着す五月是を其の本國に送還す時に道欣等上表して留らん  
ことを請ふ勅して道欣惠彌を元興寺に居らしむ



火の國後ち改めて肥の國と稱し又分れて前後二國となる阿蘇  
葦分天草三國は肥後に屬して其の郡となれり其の年代未だ詳  
ならず或は和銅年間に在らんか

## 二、國守時代

大寶の制國の廣狹租調の多寡により大國上國中國下國の等差  
を立てらる大國には守一人介一人大椽一人少椽一人大目一人  
少目一人史生三人上國には守一人介一人椽一人目一人是を國  
司と云ふ肥後は九州の八國二島と共に大宰府の管轄に屬し初  
め上國なりしが延暦十四年以後大國となる當時國司の治する  
所即ち國府は今の飽託郡古町村大字古町附近にありきと云ふ  
肥後守のこと國史に見ゆるは天平十一年に昉まり以後往々史  
乘に散見す中に就き著名なるものは道君首名紀夏井及清原元

輔等なりとす

道君首名は和銅六年八月筑後守となり兼ねて肥後國を治む  
首名少かりしとき律令を修め吏職を曉習す其の筑後及ひ肥  
後を治むるや産業を勸勵し耕種を教督す菜果を植ゑ鶏豚を  
養ふ等盡さゝるところなし又陂池を興築して廣く灌漑に便  
にす肥後の味生池及筑後所々の陂堤の如き即ち是なり(味生  
池は今淤塞して田畝となる今の飽託郡池上村にあり)當時  
吏事を言ふ者咸な首名を以て稱首とす卒するに及ひ百姓之  
を祠る

紀夏井は左京の人貞觀七年肥後守となる母石川氏聞きて之  
を哭す其の故を問ふ答へて曰く吾れ聞く肥後の風俗國宰至  
清なれば身必ず全からすと吾か子其れ終らざらんかと同八  
年九月異母弟豐城の罪に坐せられ土佐に配せらる夏井使に



隨ひて境を出つるとき肥後の民道を遮り悲哭すること考妣に喪するか如し

清原元輔は歌人なり和歌所の寄人となり萬葉集に訓點し又後撰和歌集を撰す累遷して寛和二年肥後守となる時に年七十九元輔の任に赴くや檜垣姫といふものあり肥後國の遊女にして歌を善くす其の壯なる比は京都に在り後暫く筑前太宰府に住し更に本國に歸り古府中白川邊に居住せりと云ふ其の墓今飽託郡蓮臺寺村蓮臺寺にあり檜垣家集あり世に傳はる

イ、國守時代に於ける肥後の郡郷租調庸牧驛

肥後の郡制舊玉名菊池阿蘇合志飽田記麻益城宇土八代天草葦北球磨山鹿の十三郡なりしが貞觀元年合志郡を分つて山本郡を置き十四郡となる以來明治に至るまで廢置分合なし郷數は

古書に見ゆる所凡そ九十九あり然れとも其の郷名或は後世廢して傳らざるものあり或は全く攷ふへからざるものあり當時肥後の租に付ては延喜主稅式に肥後國正稅公廩各四十萬束修理府官舍料一萬束國分寺料四萬七千八百八十七束文殊會料三萬五千七百九十五束池溝料四萬束救急料十二萬束俘囚料十七萬三千四百三十五束とあり

調庸に付ては同主計式に凡貢夏調絲者肥後中絲又肥後國行程上三百下半一日調絲二千五百九十三疋綿紬二十五疋賞布三十七端布百二十端鮎羅鯨三十九斤熬海鼠二百三十二斤十四兩鯛腊三百三十二斤八兩乾鮪百六十六斤十三兩雜魚の腊四百三斤自餘輸綿絲又庸布八十端自餘輸綿米中男作物木綿麻熟麻席韓薦防壁折薦苜簣黑葛胡麻油海石榴油荏油鹿脯狎年魚鮫楚割蠣腊羹鹽年魚縮年魚鹽漬年魚破鹽と見ゆ



牧驛に就きては同兵部式に諸國馬牛牧肥後國波良の牧馬凡肥後國二重牧馬若有超群者進上餘充大宰兵馬及當國他國驛傳馬見え同民部式に諸國驛傳馬肥後國驛馬大水江田坂本三重蚊高高原蠶養球磨長埜豐向高屋片野朽綱職水水俣仁王各五疋傳馬大水江田高原蠶食球磨豐向片野朽綱佐色水俣各五疋見えたり以て其の一斑を知るべきなり

口、國守時代に於ける主要なる事蹟

天平十三年諸國に命して國分寺を建てしむ當國國分寺の遺趾は今飽託郡出水村大字國分あり

天平十五年正月太宰府始めて腹赤の魚を供す以後每歲元日の節會に腹赤の魚を供へ以て恒例とす肥後國より獻するものなりと云ふ蓋し景行天皇巡幸の際玉杵名邑長渚の濱に於て土民此の魚を供し奉りしに濫觴す

天平十六年肥後國雷雨地震し八代葦北天草三郡の官舎並に田二百九十餘町民家四百七十餘區人千五百三十餘口水に漂没せられ山岳の崩壞二百八十餘所壓死四十餘人に及ふ並に賑恤を加ふ

寶龜九年遣唐判官大伴繼人等四十一人肥後天草郡西仲島に漂着す其の後貞觀十五年渤海國人亦天草に漂着し仁和元年には新羅國使節の乗船天草に來着せり

是より先き延暦十五年阿蘇山上の神靈池の水故なくして涸滅すること二十餘丈貞觀六年十月阿蘇山上の池水沸騰し東西に流落す其の東方に落つるものは布の如くにして廣さ十町餘水色漿の如く草木に著き旬日を経れとも消解せず

阿蘇山の異變は歷代常に絶えず殆んど枚舉に遑あらず然れとも其の史乘に散見するものゝ中に就き文永建武天授文明



永祿、寶永、明和、安永、文化諸年間に起りたる破裂噴烟尤も劇烈なりしか如し

貞觀十一年七月肥後國大風雨瓦を飛ばし樹を抜き官舎居民顛倒するもの頗る多く人畜壓死勝けて計ふへからず潮水漲溢六郡を漂没す水退きて後官物を搜漉し十に五六を失ふ海より山に到る其の間の田園數百里陷没して海となる

承平五年飽田郡宮前郷に八幡大神を祀る蓋し平將門の追討の勅願による後に藤崎宮と稱し九州五所別宮の一なり

社殿造營等に付き屢綸旨を賜はりたることありしかとも王綱紐を解き天下亂離の世となりては神躰も假殿に安置せらるゝに至れり享祿年中飽田郡記麻の領主鹿子木親員當社造營の功を遂げ悉く舊觀に復す後奈良天皇嘉賞して綸旨を賜ふ後明治十年社殿兵燹に罹りたる後鎮臺の地域に屬するを

以て更に地を卜して今の所に遷す

延久二年關白道隆の曾孫太宰少監藤原則隆に肥後國菊池郡を賜ふ之を肥後菊池氏の祖と爲す

仁平元年源爲義其の子爲朝を鎮西に逐ふ爲朝時に年十三豊後に居り肥後の人阿蘇忠國の女を娶り妻となす鎮西八郎と稱し將さに九國を徇へんとす菊池原田緒方等兵を集めて之を拒く爲朝忠國を以て嚮導となし大小二十餘戰九州の諸將皆降り至る遂に九國を掠奪し自ら鎮西總追捕使と稱す朝廷爲義に詔して之を召還せしむ

爲朝肥後各地に居を占め就中久しく益城郡木原山に住したりと云ふ後伊豆大島に流されしも遁れて九州に來り復ひ肥後に匿れ葦北の水俣津より海を航して終に琉球に赴きたりと云ふ



是れより先保延三年正月中務大輔平清盛肥後守を兼ねしか仁安二年八代郡南郷土佐郷等を以て清盛に賜ひ大功田と爲す後平頼盛も肥後の球磨白間に莊を賜はる。治承四年源頼朝以仁王の命旨を奉し兵を起す翌養和元年肥後菊池隆直遙に頼朝に應ず壽永元年肥後守平貞能平宗盛の命を奉し隆直を菊池郡雲土城に攻む隆直終に平氏に降る。壽永二年源義仲京師を犯し平宗盛安徳天皇を奉し神器を擁して西國に趣く舉族皆從ふ菊池隆直劍璽を守る八月車駕太宰府に至るや菊池白杵等護衛し奉る。文治元年三月源平二氏の軍長門壇の浦に戦ふ安徳天皇海に入り崩し給ふ菊池隆直源氏に降る後義經隆直を京師に殺す。肥後八代郡東部の山間に椎原久連子椴木葉木仁田尾の五村ありて之を五箇庄と云ふ緒方雜坐二氏ありて之を領し全く

他と交通せず傳へ言ふ雜坐氏は菅原道眞の裔にして建長二年筑前より五箇の山に入り一方の地頭と爲りたりと又緒方氏は平氏の後にして平重盛の二男左中將清經平氏没落の時ひそかに豊後に遁れ國主緒方清國に投して其女を娶り一子を生む建長年間其の孫盛幸のとき兄弟三人五箇庄白鳥峯の麓に來たりて居住すこれ緒方氏の祖先なりと云ふ後四百餘年後光明天皇の朝徳川家光の時慶安三年始めてこゝに人家あるとを知れり五箇庄は今八代郡柿追村に屬し戸數百六十八人口千三百四十六あり(明治三十一年十二月三十一日現在)文治元年十一月詔して源頼朝を以て天下總追捕使となす頼朝因て諸國に守護を置き莊園に地頭を補し國守郡領と相並びて政務を執らしむ是れより國守は名のみとなれり



### 三、守護地頭時代

肥後守護職の古記に見ゆるもの僅かに藤原爲佐藤原盛時、城盛宗、薩摩入道尊覺の四人あるのみ當時に於ける肥後の史料最も殘闕せり

建久九年相良長頼肥後球磨郡地頭となる是より先藤原周頼と云ふもの天永年間遠江國佐野郡相良莊を領し因て相良氏を冒す三世を経て相良頼景建久四年肥後國球磨多良木莊を増封せらる長頼は其の子なり人吉に移り居る是れを肥後相良氏の祖と爲す

承久三年後鳥羽上皇鎌倉の專横を憤り北條氏を滅ぼさんことを議り給ふ事露はれ東軍京都を犯す肥後菊池能隆大番役たり院宣を奉し東軍を防きて功あり事平きて後北條義時能隆の所

領數箇所を削る

文永十一年十月元の大軍來り對馬に寇す守護宗助國流人肥後の江井藤三等防き戰ひて之に死す賊進んで九州に來たり筑前の筥崎博多に上陸す九國二島の兵士戰ひて利あらず肥後の菊池武房大に賊軍を破る葉室親善竹崎季長等亦武房の軍に従ひ功あり季長は八代郡豐福郷竹崎村を領す因て氏とす戰功によりて建治元年八代郡海東地頭職に補せらる

弘安四年六月元兵復ひ入寇す我兵防き戰ひて利あらず七月我が兵日夜會戰し敵兵少しく退却す肥後守護城盛宗、菊池武房、竹崎季長等奮戰す閏七月大風雨賊船悉く漂没し生還するを得たるもの僅に三人なりきと云ふ竹崎季長、文永弘安兩度合戰の次第を記し「蒙古襲來合戰繪詞書」と稱す其の繪卷今に傳はり宮内省の寶庫に藏まる



元弘二年北條高時後醍醐天皇を隱岐國に遷し奉る明年菊池武時大塔宮の令旨を奉して勤王の兵を起し鎮西探題北條英時を博多に討ち克たつして之に死す

武時は武房の孫なり剃髮して寂阿と號す元弘三年義兵を擧るや後醍醐天皇錦幟を賜ひ之を嘉獎す其の英時を博多に攻むるや子武重亦從ふ武時遂に克つ可からざるを度り武重を誠め其の郷に還らしむ武重固く同死を請ふ聽さす乃ち涙を揮うて去る中興の業成り朝廷諸將の功を録するや楠木正成奏して曰く武時の如きは勅に應して命を致すもの宜しく功臣第一と爲すへしと帝之を領す武時十五子あり善く遺訓を守り王事に勤む明治維新に迨ひ社殿を菊池城趾に建て武時等を祀り後別格官幣社に列せられ武時を主神とし武重武士武光武政武朝を配祀す

#### 四、菊池氏守護職時代

建武年間菊池武重肥後の守護に補せられてより菊池十三代之を世襲す當時諸所の地頭莊司別當等其の職を世襲し各其の莊園を領するもの多し相良名和小代白間等の如き是れなり大抵菊池氏の旗下に屬す此時代凡そ二百二十年の肥後歴史の中菊池武重、武光、武政及び武朝等勤王の事蹟最も著はる

菊池武重は武時の長子なり建武三年徵に因り京師に詣る十月足利尊氏鎌倉に據りて反し新田義貞行きて之を討するや武重之に從ふ官軍敗績す延元元年尊氏京師を侵す武重義貞に從ひ大渡に迎へ戦ひ利あらず二月官軍尊氏を京師に破る尊氏鎮西に走る九州の豪族多く之に從ふ武重の弟武敏連戦利あらず賊將仁木義長一色頼行來たりて肥後を攻む武敏逃



れて山中に匿れ僅に免る菊池城陥り賊軍進んで八代城を圍む城は當時名和義高の有たり亦陥る尊氏一色道猷等を留めて之を守らしむ延元元年十月尊氏伴り降る後醍醐天皇之を聽るし給ひ車駕京師に還る尊氏則ち天皇を華山院に幽す菊池武重亦拘囚せらる武重隙を窺ひ密に遁れて肥後にかへる尊氏の與黨之を阿蘇に要撃す武重撃ちて之を退け遂に菊池城を回復し又八代城を攻めて之を復す詔を傳へて勤王將士を招き連戦數月遂に肥後を復し北の方筑後を定む延元二年一色範氏來たりて肥後を犯す武重阿蘇惟澄と共に迎へ撃ちて之を犬塚原に破る尋て賊を合志城に圍みて之に充つ四年征西將軍懷良親王肥後に來たり八代城に入り給ふ蓋し武重の奏請に依るなり九州の官軍大に振ふ菊池武光は武時の第八子なり興國五年弟武士の讓を受けて

肥後守護となる父兄の訓を守り心を王室に竭す征西宮を奉して大友少貳等と連年兵を交へ屢之れに勝つ正平二年肥後飽田郡河尻城主河尻幸俊北朝に降る尊氏之を肥後守護となす幸俊武光と所々に肥ひ克たす五年足利直冬少貳頼尙兵數千を率ゐ來たりて菊池を攻む幸俊亦兵を擧げて之に應ず武光接戦大に之を破る直冬頼尙兵を引きて筑前に還り幸俊遂に菊池に降る十年親王親ら將として肥前豊前豊後を征服し探題一色範氏を逐ひて太宰府を復し給ふ十四年七月武光親王を奉して筑前の少貳頼尙を征し筑後川を夾んで陣す武光兵を督して先づ渡り之に薄る頼尙戦はつして退くこと里許大原に壘し相持して月を踰ゆ八月十六日大に大原に戦ふ親王身三創を被り將士戦没するもの多し武光自ら奮戦し敵に當ること十七合頼尙遂に大に敗れて潰走す武光亦其の死傷



多きを以て肥後に凱旋す十六年武光復た兩筑及び豊後の賊を征し官軍の兵勢大に振ひ島津伊東大友少貳の諸豪皆其の勢威に服す是れより九州干戈を動かさゝること十餘年諸民大に堵に安んず征西宮太宰府に據り九州大半其の命に従ふ後村上天皇更に皇子良成親王に命し西下せしめ給ふ是れを後征西宮と爲す

菊池武政は武光の子なり正平二十二年肥後守護となる隈府城を修めて之に居る建徳元年明國の使者趙秩來たる武政之を太宰府に留め將軍の宮に謁せしむ文中二年今川貞世大内義弘大友親世等軍を併せて菊池を攻め武政と合志原に戦ふ貞世等敗れ還る三年足利義滿大舉して來たり攻む武政長門筑前に逆へ戦うて之を破る義滿乃ち別將をして豊後より直に其の虚を擣かしむ武政退き高良山に陣す既にして病歿す

武政亦父祖と同じく終始忠を王室に竭し復た餘力を遺さざりしも早世せしを以て子武朝幼にして後を嗣く菊池武朝は武政の子なり文中三年肥後守護となる時に年甫めて十二今川貞世是れを機とし征西府の軍を高良山に破る府爲めに菊池に退く天授二年貞世進みて肥後を侵す武朝兵に將として隈府の西水島臺に迎へ戦ひ之を破る翌年將軍宮を奉して筑前に至る四年貞世復た肥後を侵し託麻原に至る武朝苦戦創を被り族人多く之に殉す會々懷良親王兵を帥るて來たり援け給ひ貞世を撃ちて之を走らす弘和二年武朝將軍宮を奉して豊後に至る此の年征西宮懷良親王八代高田御所に薨す親王西海に在すこと四十四年薨するとき年五十八肥後國八代郡宮地村に葬る親王薨し給ひて後十年にして南北合一し神器京に還る而も



鎮西は其の後久しく平定に歸せず探題今川貞世肥前にあり征西府に抗す後征西宮良成親王筑後矢部にあり五條頼治之を補佐す菊池武朝阿蘇惟政等と恢復を計りしも成らず尋いて應永十年武朝病みて卒す

菊池氏は武朝以後兼朝持朝爲邦重朝能運政隆武經武包相つきて肥後守護たれとも其勢漸く衰ふ此際相良氏漸く興り八代を併せ古麓城に居り名和氏は従りて宇土城に居る當時國中に最も勢力ありしものは阿蘇及び豊後の大友二氏なりとす

阿蘇氏は阿蘇大宮司の家にして肥後第一の舊家なり南北朝の頃阿蘇惟澄子惟武菊池武光等と共に忠を南朝に盡し各地に戦ひ功あり數傳して惟豊に至る永正二年兄惟長出でて菊池氏を襲き名を武經と改め肥後守護となるに及び惟豊乃ち其の讓を受け大宮司となる既にして武經驕暴國政を務めす部下往々背

叛するものあり武經遂に薩摩に奔る國人乃ち託磨武安の子武包を奉して菊池の嗣と爲す十年三月武經薩摩兵の援を籍り來たりて惟豊を攻む惟豊豊後に走る武經阿蘇の社職神領を奪ひ其の子惟前をして大宮司たらしむ十四年惟豊菊池の支族甲斐親宣に援けられ惟前を討ち復職す惟豊禁闕修理料萬疋を獻し其の賞として天文十八年從二位に叙せらる惟豊の世に至り阿蘇氏勢強大となり大畧阿蘇益城二郡を領せしか永祿二年卒して子惟將嗣く宿將甲斐親直入道宗運之を輔け大友氏に屬す後年大友氏衰へ島津氏肥後を侵すに當り肥後の諸城主多く之に屬したりと雖も其の能く兵を阿蘇領に入れさりしは實に宗運の功に因ると云ふ

永正十七年菊池氏の將士其の主武包を廢し豊後國主大友義鑑の弟重治を迎へて主となす後將軍足利義晴諱の一字を賜ひ名



を義宗と改む既にして義宗驕奢政を怠り國人多く叛きて大友に歸す天文三年義宗隈府を遷れ八代に走り相良義滋に依るこれより國に守護なく全國大抵大友氏に歸す

### 五、大友龍造寺島津肥後侵畧時代

天文二十年八月大友義鎮大舉して自ら肥後諸城主の未だ服せざるものを討つ合志、飽田、託麻、宇土、益城の諸豪族皆服従し遂に肥後を定め目代を肥筑の界なる玉名郡、藁嶽城に置く此の時に當り隈本城は鹿子木入道寂心の據るところなりしか寂心子親俊と共に城を避け遷りて飽田郡高橋の上代城に居り菊池の支族藤原親冬子親賢代りて隈本城主となる親賢初めは大友に屬せしか後島津に通し質を薩摩に送る義鎮怒り朽網某をして來たり攻めしめ克つ能はず

大友義鎮大内氏の亂に乗して其の豊筑の地を併せ永祿六年將さに周防に航し毛利氏を撃たんとす將軍足利義輝諭して和を講せしむ義鎮既に毛利氏と和し後顧の虞なく南九州を併呑せんと欲し大村有馬を援けて西に向ひ永祿十二年龍造寺隆信を佐賀に圍み克たす天正五年南に向ひ伊東祐丘を救ひて日向に攻め入る島津義久來たり戦ふ宗麟(義鎮剃髮し宗麟と稱す)鋒甚た鋭く義久殆んと危し會々烈風暴に起り豊軍稍亂る義久機に乗し奮戦大に之を破る大友氏の兵潰え歸る八年筑前の士民多く叛きて龍造寺氏に屬するを以て師を興して之を伐ち志を得ずして罷むこれより大友氏衰へて龍造寺氏振ふ是より先龍造寺隆信既に西肥を平け天正三年肥後に侵入す五年肥後山鹿、城村、城主隈部親永大友に叛き龍造寺を招く隆信弟家種をして肥後に來たらしむ藁嶽隈府等の諸城皆降る



當時島津も亦南方より肥後に侵入す是より先島津貴久文を修め武を練り國漸く強く薩隅日三州を服屬す天文六年大友と白坂に戦ふ尋いて三州守護と稱し、か元龜二年卒して子義久嗣く亦連年兵を出し日向の豪族伊東氏の地を奪ひ日隅二州を併有す天正六年大友宗麟伊東氏を救ひて日向に侵入するに及び邀へ戦ひて大に之を破り斬獲一萬餘九州の將士風を望みて來り屬す

是より先永祿六年義久其の弟家久をして來たりて肥後八代の古麓城を圍ましむ當時此城は相良氏の居城たり弘治元年以來相良義陽繼きて主となり勢頗る強く城遂に抜けず天正六年義久弟義弘をして再び肥後に侵入せしめ其の諸城を陥る翌七年更に大兵を遣はし來たり攻む義陽孤城守り難く遂に出て降る八年隈本隈府宇土等の諸城主相率ゐて款を島津氏に通す甲斐

宗運是を聞きて子宗立と共に兵を將て託麻原に出て白川且過の瀬に戦ひて大に之を破る義久龍造寺隆信と肥後を爭ふこと累月にして決せず九年成を行ひ地を分ち高瀬川を以て境界とす此の歲相良義陽御船城主甲斐宗運を討ち進んで響ヶ原に軍す會々宗運の爲めに逆撃せられて敗死す相良氏これより退きて人吉城を保つ十年島津龍造寺の和破れ義弘肥後に入る赤星隈部の徒隆信に叛きて島津氏に屬す十一年義久有馬義純と共に隆信を撃ち之を破る翌年隆信大軍を發し肥前有馬を攻む時に義久八代にあり弟家久をして宇土より舟師を發して赴き援はしむ隆信家久の兵寡きを侮りて來たり薄る家久伴り敗れて退く伏兵左右より起り夾みて隆信を撃つ隆信身を挺して走る島津氏の將川上左京追躡して之を斬る龍造寺氏是より衰ふ是の時に當り豊臣秀吉畧ほ天下を平定し權勢日に熾んなり日



向の伊東祐丘島津氏の爲に國を奪はれ去りて京都に之き秀吉に頼りて國を復せんことを請ふ天正十四年大友宗麟も亦京都に至り秀吉に謁し西征の先鋒たらんことを請ふ而して義久も亦使を遣はし自ら八州守護たらんことを請ふ秀吉聽かず義久恚り義弘等を遣はし筑前を畧し太宰府に到る立花宗茂急を秀吉に告げて援兵を乞ふ義弘進んで立花城を圍む秀吉毛利輝元をして赴き援けしむ義弘退きて八代に次す秀吉又長曾我部元親をして來たり攻めしむ家久豊後に邀へ撃ちて大に之を破る義久長驅して豊後に入り四出攻畧す義弘も亦肥後を過き豊後に入り之に會す秀吉諸軍の敗報に接し終に親ら島津を征するに決し天正十五年三月朔京師を發す總軍三十萬と稱す島津の兵退きて國を保つ二十八日秀吉豊前に着し四月十三日肥後の南關に舍る堀尾吉晴をして之を守らしめ十四日高瀬願行寺に

宿し十六日進んで城久基の居城隈本に至る淺野長政を以て隈本を守らしめ二十一日宇土顯孝の居城宇土に至る加藤清正を以て宇土城を守らしめ黒田孝高を以て甲斐親秀の居城御船城を守らしむ島津征久等八代を守りしが秀吉舟師を以て之に迫るに及び夜に乗して遁れ去る秀吉八代城に入り令を下し士民を慰撫して業に就かしめ福島正則をして八代を守らしむ進んで佐敷に至る相良頼房來たり降る終に薩摩の川内に入る五月八日義久遂に剃髮して出て降る秀吉凱旋し六月二日肥後南關に次す太宰府に至り大に功罪を論し島津氏をして舊に依り薩隅日三州を領せしめ盡く其の侵地を削り肥後を以て佐々成政に賜ふ相良氏以下五十二氏盡く舊領を賜り皆命を成政に聽かしむ



六、佐々成政封地時代(天正十五年六月より全十六年四月に至る)

佐々成政の肥後を領するは僅に十ヶ月に過ぎず隈本城を以て居城とす  
初め成政封に就くの翌月隈部親永叛し隈府城に據る成政自ら將として往て之を圍む親永子親安走りて山鹿の城村城に據る八月成政又之を攻む會々甲斐親秀菊池武國等亂を作し肥後諸城館主の成政を怨むもの亦群起して隈本城を襲ふ成政山鹿に對城を築きて之に備へ還りて一揆を茶白山に討ち繼に城内に入るを得たり會ま一揆の中成政に通するものありて内外賊を夾撃し一揆四散す九月城村對城の兵糧食盡き大に苦む成政自ら赴き援はんとす土寇復た蜂起せんを恐れ急使を馳せ援を柳河の立花宗茂に請ふ宗茂自ら將として來たり援く十月成政

自ら兵を帥めて和仁親實邊春親行を山本城に攻む十二月二人遂に出て降る此の月秀吉豊前小倉城主毛利勝信筑前國主黒田孝高安國寺の僧惠瓊等を肥後に遣はし叛賊を制諭し又島津義久に命し肥後の叛者を討たしむ毛利勝信首魁甲斐宗立を捕へて之を族滅し餘黨悉く平く  
天正十六年四月秀吉成政の制書を犯し苛酷を以て人を御し私に凶器を動かして以て死を賜ひ國除かる是に於て肥後を加藤清正小西行長二人に分封す

七、加藤清正小西行長分封時代(天正十六年閏四月より慶長五年十二月に至る)

天正十六年閏四月秀吉肥後を二分し飽田、託麻、山本、合志、菊池、山鹿、主名、阿蘇、葦北、九郡を以て加藤清正に賜ひ宇土、益城、八代三郡を以て小西行長に賜ふ球磨郡は相良氏の所領にして天草郡は



天草、大矢野、志岐、上津浦、栖本、五家の分領たり六月二人封に就き  
清正は隈本城に行長は宇土城に居る

十七年十月天草郡志岐城主志岐諸經、本渡城玉天草種元行長の  
命に畔く行長秀吉に白して自ら往きて志岐を討つ大矢野、栖本、  
上津浦三氏亦之に應ず行長志岐城を攻め抜く能はず援を清正  
に請ふ清正自ら兵を將て志岐に至り十一月天草の首魁木山勝  
正と城下に戦ひ之を斬る志岐城陥る尋きて總軍本渡城を圍み  
て之を抜く大矢野、栖本、上津浦三氏皆出て降り行長に臣事す  
文祿元年三月秀吉征韓の令を下す清正隈本に歸り出師準備を  
なし諸軍玉名郡高瀬津より發す清正は二月二日隈本を發し大  
坂に到り二十二日大坂を發し名護屋に到る清正行長先鋒と爲  
り四月諸軍朝鮮に至る  
六月島津氏の臣梅北國兼亂を作し征韓出師の虚に乗じ事を舉

けて名護屋を突かんと欲し肥後に入り佐敷城を陥れて之に據  
る其の先鋒海路直に八代の麥島城に迫る佐敷城の留守坂井宗  
寬等伴り降りて國兼に見え其の虚に乗し急に起りて之を斬る  
與黨悉く逃亡す是より先き肥後の變報傳へて名護屋に至る秀  
吉淺野幸長本多忠勝をして往きて討たしむ二將筑後に至り亂  
平くを聞き名護屋に還る

文祿五年秋清正暇を賜はり國に歸る同十月第二征韓の命に接  
し隈本を發す

慶長三年八月秀吉薨す諸將軍を收めて歸朝す五年六月清正肥  
後に還る九月關ヶ原の戦あり小西行長石田三成等俘囚となる  
大友義統國を復せんと欲し兵を擧げて豊後杵築の細川氏の領  
地を攻む清正杵築を救はんと欲し兵を率ゐて隈本を發し豊後  
の玖珠郡に入りしが大友義統既に黒田孝高に降るを聞き師を



班へす清正隈本に入らずして直に進んで行長の居城宇土城を  
 攻む留守小西長元等固く守り援を八代城留守小西行重に求む  
 十月宇土城兵關ヶ原の敗報を聞き兵氣沮喪し士卒逃亡するも  
 の過半長元遂に城を清正に致して自刃す行重之を聞き城を棄  
 て、薩摩に走り肥後遂に平く此の年十一月黒田如水加藤清正  
 鍋島直茂俱に軍を合せて薩摩を討つ先鋒既に葦北湯の浦津奈  
 木に至る義久歸順せるを以て各兵を收めて國にかへる  
 十二月肥後全國を以て清正に賜ふ唯球磨一郡は相良氏之を領  
 す

八、加藤氏封地時代(慶長五年より寛永九年に至る)

慶長六年清正隈本城を築き十二年工を竣る

隈本城は元と千葉城に在り文明年間菊池の一族出田秀信の

城く所たり清正の時之を廢し新に茶白山に築く二の丸の百  
 間石垣は飯田覺兵衛之を築き三の丸乾の礮及び三階の櫓は  
 森本儀太夫之を築きたり是の櫓は宇土城の天守を移轉せし  
 ものなるを以て一に宇土櫓と稱し今猶ほ存す

慶長十二年隈本を改めて熊本と稱す

初め清正の城を築くや征韓の後を承け創痕未だ癒えず財政  
 豊裕ならざりしに能く自ら督勵し上下一致之に當り速に經  
 營の功を竣り民庶を招き市廛を開き社寺を修め道路を通し  
 茲に繁榮の基を啓けり然るに從來の地名たる隈は从阜从畏  
 阜は盛也大也畏は怯也怖也驚也大に怯るゝは佳名に非すと  
 て熊の字に改めたりと云ふ

清正最も心を民政に留め水利を興し堤防を築き新地を墾き灌  
 漑を便にし國利民福を増進せしもの頗る多し坪井川の開鑿瀬



田堰の設置加勢川の堤防、緑川、球摩川、高瀬川の水利等は其の最たるものなり

坪井川は從來城南古川町を経て白川に注きたるを唐人町の北裏に開鑿し飽田郡横手村に至り井芹川を合し高橋へ注かしめたるは城池の守備と市中の水利とを計り兼て横手池田兩郷水利の便を計れるなり白川の上流合志郡瀬田に石樋を設け水路を開鑿して大津地方に灌き更に馬場樋に大磧を設けて託麻原に灌けり

加勢川は江津湖及び沼山津木山間島御船の諸川を合したる大河なるを以て上益城郡鯉沼山津地方の水害を慮り御船川を改鑿して緑川に注き鯉の古川を埋め更に加勢川の下流飽田郡上下牟田木部近見以西に大堤を築きて水害を防き七百餘町歩の良田を得たりたり

緑川は益城郡矢部砥用群山より流れ甲佐谷に至り緑川佐俣川の二派と爲れるを其の緑川を埋めて佐俣川に合し鵜瀬に大磧を築き附近の陸田を水田と爲し甲佐地方一帯を豊饒の良田と爲せり

球摩川は球摩山中より發し八代に至り二派に分れて海に注けるを遙拜麓の間に八字形の石堤(左右各貳百間餘)を築きて灌漑用水の便を開けり

高瀬川は流域頗る長く雨節は河水氾濫し玉名郡高瀬町の人  
家漂没の憂あるを以て桃田千田河原に石壘を築き上に堤塘を設け洪水氾濫の際は之れを決して水勢を殺き其の害を免れしめたり  
唐人川の上流木葉川に石樋を設けて玉名郡伊倉郷地方の田地に灌漑の便を開けり



玉名郡荒尾郷地方河水に乏しく旱魃の害甚しかりしを以て池河原に大池を穿ち雨水を瀦め灌漑の利十餘村に及へり宇土郡松山郷にも亦立岡の大池を穿ち同地方に灌漑せり其の他河川の堤防沿海の堤塘等に由り水害を免れ風波を凌ぎ其の新地を墾きしもの玉名飽田託麻宇土八代諸郡中に合して四百四十一町餘に及へり

慶長十六年六月清正病を獲て熊本に卒す年五十次子虎藤嗣き肥後守に任し十八年二月忠廣と改む

清正肥後を領すること前後二十四年恩威並ひ行はれ士民心を屬す死するとき大木土佐及朝鮮人金宦之に殉す長子忠正曩に慶長十二年九歳にして夭す故に忠廣嗣く

寛永九年五月忠廣幕府の召に應じて江戸に至る六月國除かれ出羽國田川郡莊内に遷され壹萬石を賜はる其の子光正は飛驒

國高山に流さる光正途に自殺す年僅に十五

初め忠廣大船を造り日本丸と號し幕府の忌諱に觸る加之國政舉らす操行修らす民心漸く離判せり子光正亦動もすれば臣下を輕侮す是に至り遂に封を收めらる承應二年六月忠廣病みて謫所に卒す年五十二其の莊内に在るや詩を賦して曰く

人間萬事不定風、身似明星西又東、三十一年如一夢、覺來莊内破簾中

九 細川氏封地時代(寛永九年より明治二年に至る)

寛永九年六月加藤忠廣封を除かれ十月細川忠利父祖の勳功に由り肥後國球磨天草二郡を除く及豊後國三郡の地五十四萬石を賜はり十二月舊領豊前小倉より肥後に至り封に就く



細川忠利は藤孝の孫忠興の子なり關ヶ原の役後忠興豊前國及び豊後の國東郡の内を合し三十萬石を領し小倉に治せしが元和元年忠興老し忠利繼く政治善く舉り士民徳に化せり其の封を肥後に轉せらるゝや隨從を請ふもの甚た多く慰撫再三僅に之をして其の國に歸らしめたりと云ふ初め忠廣國除かるゝや幕議忠利を以て其の後に擬す會ま事外に洩る家光怒り土井利勝を責む利勝曰く是れ上下一致萬口異議なきの證なりと家光怒り解け直に忠利を以て之に封したりと云ふ

忠利既に封に就き務めて加藤氏の舊法を參酌して其の宜に適せしめ賦役は其の半を減し時々封内を巡りて民の疾苦を問ひ最も心を刑律に致し死者復た活く可からざるを思ひ死刑は必ず覆議三たひせしむ是を以て庶民徳に懷き封内大に治まる

是の時に當り球磨郡は人吉藩及米良氏の采地たり人吉藩は鎌倉以來の舊家相良氏世々之を領し慶長以後高一萬二千石餘にして世々人吉城に居る

天草郡は慶長六年加藤清正の領たりしが其の請を容れ代るに豊後鶴崎を以てせし以來幕府の直轄と爲れり

同八年寺澤氏の領となり寛永十五年天主教徒の亂ありてより没收せられて直轄と爲り尋いて山崎氏の領と爲り十八年更に直轄に歸し寛文四年戸田氏の領と爲り同十一年又直轄と爲り享保五年松平氏の領となり明和六年以來は又直轄に歸す維新後一時日田縣に屬せしことあり幕府直轄の際は熊本藩幕命を受けて守備兵を派遣せり

八代城は加藤氏の時加藤正方是に在り忠利就封以來父忠興及び弟立孝と共に是に在りしが正保二年忠興の歿後老臣長岡興



長(本氏松井)を置きし以來松井氏城代として世々之に居る立孝は初め立允と稱す忠興の四子なり正保三年高三萬石を得て宇土郡宇土に居住し世々相傳ふ其の後寛文六年に至り忠利の孫利重高三萬五千石を得維新前玉名郡高瀬に治せり宇土高瀬の二藩は細川氏の支封なり  
寛永十四年十月天主教徒一揆を嘯集して亂を島原天草に作す當時島原は松倉重繼の領にして天草は唐津の寺澤堅高之を領す賊勢猖獗島原城殆ど危し幕府板倉重昌石谷貞清を遣はし之を鎮撫せしむ然も賊勢愈募り富岡城代三宅某を攻め殺す幕府更に松平信綱戸田氏鐵を遣はす十五年正月重昌戰死し幕軍大敗す細川忠利時に江戸に在り自ら請うて難に赴く將軍より特に總督の内命を承け直に島原に至り弟立允子光利の手兵を督し松平信綱等と議し長圍の策を執り二月遂に城を陥る忠利の

土陳佐左衛門賊魁天草四郎を斬る三月忠利熊本に凱旋す初め小西の遺臣天主教を奉するもの竊に島原天草等に入り土民を煽動し天草四郎(本氏益田)を推して首領と爲し所在火を放ちて島原城を攻め遂に有馬城の故址に據る天草の土民亦之に應し宇土を襲はんとす番士郷吏相ひ謀り疑兵を張りて之を却ぞく會々島原城兵急を熊本に告ぐ老臣等之に應せんと欲し豊後府内に於ける牧野成純林勝正の二監に稟議したれとも幕吏常法を持して聽さず事を江戸に報す板倉石谷命を奉して之に赴き直に熊本の兵を發せしむ是に於て老臣長岡佐渡直に發し細川立允亦八代より兵を率ゐて往いて之に會し戰艦火器を有馬浦に遣はして砲撃せしむ幕兵利あらず重昌戰死するに及び光利亦島原に赴き忠利亦江戸より來たり會す藩兵二萬八千六百餘幕軍合して十二萬五千人十五



年二月廿八日城遂に陥る

初め信綱の有馬に至るや蘭船を徴して礮撃せしめむとす忠利密に信綱に謂ひて曰此の城一舉之を抜かんと欲せば弊藩士卒三分の一を損せば則ち可なり況んや攻むるに大軍を以てするをや而も土民の一揆に多兵を喪ふこと本意に非ず將軍の意亦實に此の如し今成功を速にせんと欲し外人の力を籍らば縦令ひ勝を奏すとも豈に國辱に非ざらんや他年恐くは彼が覬覦の念を啓かんと信綱嘉納し蘭船を長崎に送還す

イ、細川重賢の事蹟

寛永十八年三月忠利卒し子光尙初め光利と稱し又光貞と稱す繼き爾來綱利宣紀宗孝相繼きて後を承け寛延二年重賢嗣き立つに及び弊政を艾除し藩制を釐革し寶曆二年竹原立路の議を用ひ堀勝名を擧げて家老と爲し藩政を掌らしめ大に人材を登

庸し刑律を改め政綱を振ひ殖産工業を奨励し儉素自ら率ゐしかば閩藩彬彬々治化に向ひ備前の池田光政米澤の上杉治憲と共に天下の名主と稱せらる是を熊本藩寶曆の改正と稱す

重賢の封に就くや藩政漸く弛み國用疲耗し弊政多かりしを以て先づ五條の訓誡を下し自ら奉する甚だ薄く衣食奢らず居室紙を以て壁を貼し客殿と雖も虚飾を禁し常に曰く家士を扶助し非常に備ふるは是れ余の職なり又何ぞ温袍を求めんやと故を以て上下相倣ひ儉素風を爲すに至れり是より先家老は私邸に於て政務を處理したるを改めて新に城内に奉行所を設け家老奉行等此に會して庶政を執らしむ凡そ選舉、學校、刑律、勘定、郡郷、寺社、町等皆職務章程を設けて其の職責を守らしめ勤むれば賞あり懈れば責を受く是より紀律嚴繡政綱大に振ふ



重賢最も民政に留意し税法を改めて民の負擔を軽くし田地の經界を正して兼併犯干の弊を絶ち又諸郡に九十餘所の倉廩を設けて租税の幾分を割き儲蓄して非常凶荒に備へしめ或は製絲所を設けて繭を購ひ京都江州より織工を聘して機業を奨勵し或は哇畔河岸の空地には櫨楮を栽培して製蠟製紙の業を興し山林繁殖の法を講ずる等殆ど枚擧に遑あらず刑律は大低明律に原つき輕減に従ひ刎首斬磔を以て絞斬凌遲死に准し雜戸に附するを流刑に准し徒は三年に止り笞ちて後黥し眉を剃り期を定めて之を使役し其の勞銀三分の一を控留し放免の際之を與ふ暇あれば手技を營み市に鬻くを許す笞は十より百に至り重罪は更に黥す從來人を刑するは大低死及び追放に處す偶々笞刑あれば五十百の二等に過ぎざりき勝名笞杖を其の家臣に授け己れを打たしめて其の苦

楚を試みたりと云ふ

重賢の人を用ふる門地を問はず農民を擧げて諸職に任するに至る是を以て家老には堀勝名あり奉行には蒲池正定志水清冬清田征恒藪安吉海景純村山某等あり侍讀には片岡維良あり近臣には竹原玄路あり其の他稻津頼勝の郡監と爲りて萩原塘を築き平野時成の獄長と爲りて法延を整理せるか如きあり教官には秋山定政藪愨草野雲池邊匡郷岩下通亮古屋鼎辛島儀高本順等あり醫學には村井見朴岩本原理あり米田著伊形質の詩賦に於ける横田景一兵法木原正明弓術長沼貞恒槍術井鳥爲長劍術の武藝に於ける水足至孝の林業嶋已兮の蠶業等皆卓絶せるものにして何れも重賢の藩政改革の業を賛翼して功勞尠からず

寶曆四年時習館及び東榭西榭を城内に設け一藩子弟をして文



武の業を修めしめ六年再春館を郭外角井に創建して醫學を督勵し更に繁滋園を郭内竹部に設け藥園とす  
 時習館に總教授(各一人)助教(二人)訓導(六人)を置く學規學則を制し學政を整理し講讀を掌らしむ又句讀齋習書齋を設け讀書習字を教へ又禮式數學音樂の諸科を置く各教師ありて諸生を教授す

東榭西榭は創槍射馬等武藝を練習する所師範數十人に及ぶ凡て館榭は藩士の子弟教育を以て目的とすれども才能衆に秀でたるものは庶人と雖も入學を許す重賢最も文武を好み夙夜懈らず東觀の途猶儒臣秋山片岡等をして書を講せしめ服元喬高子式を延きて詩社を開き或は政務を諮詢し時々自ら館榭に臨み文武の業を試みしかは一藩化に向ひ人材蔚然として輩出せり爾後藩主相繼ぎ文武を獎勵し其の業衰へず

明治三年に至り之を廢す

再春館は明和八年城下山崎に移せり醫員を置いて普く醫學を誘掖す別に醫學監を設け領内の醫員をして年々治療の案を提供せしめ醫學を督勵せり且つ繁滋園に種々の藥種を栽培し新種を移植し本草學を獎勵せしかは醫學藥物學是より盛なり明治三年に至り再春館を廢す

○、細川氏時代に於ける肥後の土工及び天災地變寶曆五年六月球磨川水溢れ堤防崩壞して八代城下に氾濫し居民の溺死する者甚た多し時に稻津頼勝郡目付たり自ら請うて堤防再築の工を起し日ならずして竣工す荒地舊に復し居民堵に安んず是を萩原塘の修築と云ふ

初め球磨川は舟楫の便無かりしが人吉の藤左衛門運輸の不便を嘆し藩に請うて寛文四年工を起し私財を擲ちて辛酸を



嘗め拮据經營同八年に至り功を竣へ人吉八代間水運の便を開けり然れども流域甚だ遠く下流頗る水害を被る加藤氏の時加藤正方萩原塘修築以來復た破損せしこと無かりしが是に至り決潰せり其の激流の衝に當るを以て當時再築の任に當るもの無し而して頼勝經營宜に適し居民今に至るまで其の福利を享く

寛政四年正月十八日肥前國溫泉嶽俄に鳴動して火焰岩石を噴出し地震四隣に及び三月末に至りて止む四月朔日夜山嶽崩壊して海水簸蕩し島原天草地方死者甚だ多し宇土飽田玉名沿海の地は海嘯驟に至り溺死四千六百五十三人田地荒損二千餘町に及ぶ所謂子の年の大海嘯なり

當時三郡沿海の地は西方遙に百雷怒號の音を聽けども暗夜事物を辨ぜざりしに海嘯驟に至り家財船舶盡く流失し父子

兄弟四方に離散し茫然歸する所を失ひ徒に號泣するのみ藩郡代莊屋に命し各地に小屋を營み生存者及び窮民の飢餓を救ひ負傷者を療し死屍を埋め更に荒地を開拓し國民をして産業に復するを得しめたり

寛政八年五月初旬以來陰雨連旬六月に至り愈々甚しく十一日降雨車軸を摧き迅雷耳を聳し白川暴漲し古城京町等を除き熊本全市浸水し坪井寺原通町等は水屋梁に及び懸崖崩壊し橋梁盡く流失す各郡の水害亦甚しく田地の損害一萬五千六百五十餘町死者亦尠からず所謂辰の年の洪水是なり

是年八月一夜塘(又豐年塘と云ふ)を築く

藩主細川齋茲深く白川の水害を憂ひ城東坪井地方に命し小松原より立田口子飼に至る間新に堤防を築かしめ親しく工事を巡視す夫役奮勵し工事速に成る因て一夜塘と稱す



享和二年新地百町を墾き文化三年飽田郡梅洞文政二年八代郡に四百町同三年七百町天保十一年宇土郡網田同十二年飽田郡海路口に新地を墾き弘化年間には葦北郡日奈久飽田郡近津及び白川下流八代郡砂川口宇土郡浦玉名郡横島等に新地を墾けり細川氏封地時代公私の開墾地殆ど八千餘町に及へり其の國利民福を後世に遺せるもの尠からず

初め熊本に鹿子木維善と云者あり身を微賤より起し開墾事業に従事し子維資と共に備前岡山津田新地の方法を參取し播州高砂の工樂某に従ひ土木の技術を學び井樋を通し新地を墾き灌漑殖産利を興しよもの尠からず肥後の新地開築は鹿子木父子の功最も多きに居ると云ふ

嘉永二年益城郡矢部郷に通潤橋を架し安政元年竣功す矢部郷畑村以南は土地高燥にして飲料水にも乏しかりしか

ば總莊屋布田惟輝百方苦心十餘里の山谷を鑿ち溪流に石橋を架し上に通樋を設け吹上げを工夫し數年にして功を竣る是より南部各村灌漑の便を得草萊變して良田と爲れるもの四十餘町に及へり此橋今猶ほ存す

ハ、幕末及び維新の際に於ける肥後藩

嘉永六年是より先天下漸く多事四方の志士東奔西走田中河内介清川八郎安積五郎等相踵きて熊本に至る宮部鼎藏松村大成等相謀りて共に京に上り縉紳間に入出し四方の志士と交り歸途長門を過ぎ潜に約する所あり歸國の後同志の士と藩に獻議し力を天下に致さんとす文久三年四月朝廷親兵を諸藩に徵すや同志五十餘人之に應す八月三條實美以下七卿長門に赴くや又從ふ元治元年鼎藏潜に入京し將に爲すこと有らんとせしに會津藩士の襲ふ所と爲り松田重助と共に自刃して死す七月長



門の福原元佃等兵を率ゐて入京し七卿の復職藩主の入朝を請ふや同志多く従ふ諸藩の兵之を防ぎ長門の兵敗れ還るに及び同志の士多く之に死す

初め天明寛政の際熊本に富田大鳳と云人あり醫を業とし常に尊王の大義を説く高山正之の來るや主に之と交り肝膽相許す宮部鼎藏松村大成等皆其の學統を受く其の後林藤次有通亦國典に精通し博學高識常に尊攘の大義を持し韜晦自ら養ひ子弟を薰陶す勤王の士多く其の門に出つ而して鼎藏もと長人吉田寅次郎と友とし善し俱に東國に遊ひ天下の形勢を視察し屢々藩に献議して尊攘の策を講す永鳥三平轟木武兵衛佐々淳次郎今村乙五郎松田重助山田十郎河上彦齋加屋榮太松村新藏等皆志を同うす偶々首領住江甚兵衛及び魚住源次兵衛の硬軟二派に分る各其所見に従ひて身を處し或

は亡命して力を天下に致すに至れり就中高木元右衛門内田彌三郎は元治元年七月の變京都に戦死し小坂小次郎加屋四郎宮部春藏等は天王寺に自刃し安田喜助國友常吉は長州に死し竹志田直次は大和五條に死し樋口直次は京獄に囚死し武兵衛十郎は共に藩獄に繋かれ維新の後宥されて上京す彦齋は長州に留りて事に鞅掌し後藩に歸り長州騎兵隊の事に坐して斬に處せらる既にして歐米の文物輸入するに及び同志意見を異にし武兵衛十郎等は出て、朝に仕へ榮太は大野鐵兵衛と共に退きて力を神明に盡し専ら皇威の振張を祈る後敬神黨の變に死す

慶應二年四月是りよ先幕府朝旨を請ひ西南諸藩の兵を發し尾張慶勝を總督とし往きて長藩を討せしむ長藩罪を謝し慶勝軍を班せり然れとも幕府の長藩を憎む者其の處分を輕しとし朝



裁を請ひ長藩主父子を鯛し其の十萬石を削る闔藩服せず是に於て幕府更に令し安藝石見小倉の三道より進み討たしめ小笠原長行を監軍とす熊本藩の長岡監物溝口藏人兵を率ゐて小倉に赴き諸藩兵の至るを待つ七月長兵大里に上陸し進みて小倉を陥る熊本藩兵苦戦して之を却く而して諸藩觀望應ずるもの無し之を監軍に詰れども要領を得ず幾も無くして事に託し遁れ去る熊本藩遂に兵を班せり

熊本藩の兵を出し、や長藩に怨恨有るに非ず實に朝幕の命を奉せしなり而も諸藩應せず監軍亦遁れしかば長岡溝口二帥相議し此の如くにして滯陣せば肥長二藩の私戦に同じきのみと遂に軍を班せり而して小倉藩は土崩瓦解自ら城を火して四方に散亂す小笠原豊千代母子來たりて熊本に投ず小倉領民の相携へて熊本領内に難を避くるもの亦數千人に及

び藩士は豊前國田川郡に退去し小倉是より長藩の領と爲りしが維新後領地舊に復し明治元年三月豊千代母子國に歸る慶應三年十月朝廷諸藩の侯伯を京都に召し國事を議せしめ給ふ熊本藩老臣溝口孤雲をして往きて列せしむ是時に當り徳川慶喜既に大政を奉還し朝廷新に官制を改革し會津藩の護衛を罷め薩長土三藩を以て之に代へ三條實美以下長藩主の官爵を復し給ふ慶喜此の改革に平なる能はず二條城に在りて陰然相抗するものゝ如し孤雲諫むるに大義名分を以てす

當時孤雲幕僚に説て曰く幕府苟も兵を擧げて相抗するが如きあらば我藩寧ろ情誼を棄て當に干戈を執りて旗鼓の間に相見るべきのみと幕僚曰く今日の事決して宸衷に出づるに非ず皆讒奸の致す所何の名分か之れ有らんと曰く岳飛の師を班すは秦檜の意に出つれども王命の重きを奈何ともする



能はずと幕僚復た難すること能はざりきと云ふ  
既にして慶喜大坂に赴く會ま細川護久父韶邦に代り大坂に至る慶喜招きて相見んとす護久辭するに召に應じて入京す途次私謁を許さるるを以てし明治元年正月大坂を發す會津桑名の兵其の後に隨ひ將に相混して入京せんとす鳥羽に至り薩長二藩の兵途に要し之を扼す護久告るに故を以てし排除して過ぎ纔に京に達するや會桑と薩長との交戦方に酣なり護久即夜參内禁闕を守護し曉に及びて歸る

會桑の兵既に敗れ慶喜關東に遁る朝廷乃ち嘉彰親王を征討大將軍となし京を發せしむ熊本藩命を奉して桑名邸を收め二月藩兵百餘人我總督に従ひ大和を鎮撫す尋いて熾仁親王東征大總督となり東海東山北陸三道の軍並ひ進むや護久命を奉し海道軍の先鋒となり清水數馬をして兵五百を率ゐて京都を發せ

しむ三月車駕親征大坂に幸し給ふ護久弟護美と共に扈從す四月慶喜罪に伏す護久奏請し弟護美を留め躬藩に歸り兵制を改革す閏四月車駕京師に還る

是より先熊本藩兵一部は分れて豆州小關を戍り或は宮根湯本を保ち或は小田原に赴く後皆藤澤に聚り平塚以東戸塚以西を警め又隊を分ちて甲府の要衝を扼し一隊は諸藩兵と共に大磯高輪間を警備し四月江戸に入り城中の兵器を收む會々總督府守衛の命あり安場一平を監軍となし砲隊を率ゐて之に赴かしむ

慶喜既に罪に伏すと雖も麾下の士往々之に従はず遂に輪王寺宮公現法親王を擁して東叡山に據り彰義隊と稱す五月諸軍進みて之を討つ熊本藩兵薩因二藩と共に黒門を攻む薩兵は上野廣小路よりし熊本藩兵は小石川より本郷に出で不忍池を隔て



て砲撃す列藩の兵之に乗す幕兵遂に敗れ公現法親王は會津に奔れり

是時に當り大鳥純彰等亦宇都宮日光に敗れて會津に奔る乃ち力を奥羽に專にし白河口越後口より進討す熊本藩老臣米田虎之助兵五百餘人を率ゐて奥羽に向ひ八月因幡藩兵と力を戮せて進撃す賊敗れ火を放ちて退く

此月十六日賊今泉に於ける熊本藩兵を今泉に襲ひ敗走す二十日賊各藩の營を襲ひ相馬兵最も苦戦す熊本藩兵援け撃ちて賊兵を走らす會々駒ヶ峯の敵兵猖獗なるを以て應援の命に接す乃ち赴き援け轉して相善原の賊を撃ちて之を走らし北くるを追うて新地に至り兵を收めて歸る

仙臺の伊達慶邦力盡き城を致して罪を謝す九月熊本藩兵中村を發し列藩と共に亘岩沼二城の軍器を收め總軍遂に仙臺城に

入る十月其の軍器を收む奥羽畧定る幕臣榎本武揚軍艦八隻を以て箱館に奔る

明治二年二月熊本藩銃隊長志水一學をして兵を率ゐ往きて津輕を援けしむ四月弘前に至り終に青森に向ふ

是より先奥羽の賊焰再燃し津輕急を告ぐ時に護久京師に在り奏請して藩兵を徴し赴き援はしむ兵三百五十人艦に乗して上總鬼浦を過ぐ偶ま暗礁に觸れて破壊し溺死二百九人實に二年正月三日なり是に於て陸路更に一學等を遣はせり是時に當り箱館の賊猖狂す五月總督府一艦を青森に遣はし熊本藩兵をして往きて之を援けしむ一學等直に乗して之に赴く賊三寨を築きて據守し互に聲援を通す一學等進みて其の中寨を抜く諸藩兵踵き進む賊退きて五稜廓の一寨を保つ官軍隨ひて之を圍む榎本大鳥等三千餘人力盡きて出て降る熊本藩兵武



揚等を護送し六月東京に凱旋す十九日朝廷奥羽戦役の勞を犒  
ひ金二千圓を熊本藩に賜ふ九月更に千圓を賜ひ箱館戦役の勞  
を犒ひ給ふ

### 十、藩知事時代及び廢藩置縣後の肥後

明治二年正月細川韶邦上表して版籍を奉還し六月熊本藩知事  
に任せらる尋いて細川護久後を承け割據の舊觀を存するは海  
内一和の宏謨に害あらんことを恐れ三年九月熊本城の城櫓を  
破壊せんことを奏請し尋いて又奏して郡縣の制を立てんこと  
を請ふ徳川慶勝池田慶徳蜂須賀茂昭等又皆請ふ所あり朝廷之  
を嘉獎し給ふ

明治四年七月詔を下し藩を廢し縣を置く是に於て肥後の國は  
之を三縣に分屬せしめ飽田、託麻、玉名、山鹿、山本、菊池、合志、阿蘇、上

益城、下益城、宇土、葦北十二郡及び八代郡の大部を以て熊本縣と  
なし八代郡の一部と天草郡とを長崎縣に屬せしめ球磨郡を人  
吉縣となす同年十一月更に改めて上益城以北九郡を熊本縣と  
なし下益城以南六郡を八代縣となせり

五年六月熊本縣を白川縣と改稱し同年九月球磨郡の一部米良  
の數村を美々津縣に編入し六年

一月八代縣を廢し肥後全國を白川縣の管轄となし同九年二  
月再び白川縣を改めて熊本縣と稱し以て今日に至れり

明治二十二年四月市町村制を實施せられ熊本區を熊本市と  
なす二十九年三月飽田郡及託麻郡を廢し其の區域を以て飽  
託郡を置き山鹿郡及山本郡を廢し其の區域を以て鹿本郡を  
置き菊池郡及び合志郡を廢し其の區域を以て菊池郡を置く  
是に於て肥後全國は一市十二郡となれり

縣廳は當時花畑館の藩廳にありしが後ち城内二の丸に移り五



年二本木に移る

九年に至り更に古城に移り十九年新に廳舎を市内千反畑町に經營し二十一年功竣りて斯に移り以て今日に至れり  
四年四月始めて東山西海二道に鎮臺を置き西海道鎮臺は本營を豊前小倉に置く八月之を廢し更に四鎮臺を置くに及び熊本に鎮西鎮臺を置き豊前豊後筑前筑後肥前肥後及壹岐對馬を直管し第一分營を廣島に置き安藝備中備後出雲石見周防長門隱岐を管し第二分營を鹿兒島に置き日向大隅薩摩を管す  
六年一月四管鎮臺を廢し更に六軍管六鎮臺の制となし九州及壹岐對馬を第六軍管とし鎮西鎮臺を熊本鎮臺となし小倉に分營を置けり  
後ち又二十年鎮臺を廢して師團を置き熊本鎮臺を第六師團と改稱す

二十九年十一月又全國を十二師管に分ち九州に第六及第十二師管を置く第十二師團司令部は小倉にあり第六師團司令部は舊熊本城本丸にあり熊本長崎宮崎鹿兒島沖繩五縣を管し長崎佐世保兩要塞歩兵第十一第二十三の二旅團及び對馬警備隊を統ぶ

明治二十七年征清の役起るに及び第六師團の混成旅團は陸軍少將長谷川好道之を率ゐ第一師團と共に第二軍に屬し旅順進撃に當り殊功あり翌年一月第六師團長黒木爲楨一旅團を率ゐ山東省榮城灣に上陸し第二師團と共に威海衛を陥る時に第十一旅團長大寺安純摩天嶺に於て敵彈に斃る  
五年五月車駕龍驤艦に御して西巡し給ふ伊勢大廟及び後の月輪東の陵に謁して大坂下ノ關長崎を巡り給ひ六月十七日飽田郡小島に上陸し給ひ十八日熊本新町の行在所に着御あらせら



る諸學校鎮臺縣廳水前寺等を巡覽し賜ひ鳳輦を駐め給ふこと三日再び小島より軍艦に御し鹿兒島丸龜兵庫を経させられ七月十二日東京に還幸し給ふ天子の當國に巡幸し給ふことは景行天皇以後未だ曾てあらざりし所なり

明治五年冬琉球の民五十四人臺灣に漂到し生蕃に慘害せられ明年小田縣の民も亦劫掠せらる朝廷副島種臣を全權大臣となし清國に遣し臺灣の事を申理せしむ清國化外を以て答ふ是に於て征臺の議決し七年四月陸軍中將西郷從道を都督となし熊本鎮臺の兵を率ゐる長崎より艦船を發し往きて討たしむ熊本鹿兒島會津の士族等亦志望兵となりて軍に従ふ臺灣諸酋長多く款を納る牡丹社兇頑にして服せず五月從道軍を進めて石門を破り其の酋長を斬る生蕃恐懼して投降す牡丹社亦降る既にして清國我征臺の舉を聞きて違言あり公使柳原前光辨論すれど

も諧はず八月大久保利通を全權辦理大臣となし清國に赴かしむ利通清國北京に至り其の總理衙門諸大臣と往復論辨す英國公使ウエード間に居て調停し清國遂に我が征臺を以て義舉となし被害難民撫恤銀十萬兩臺灣修道建房費四十萬兩を償ひ爾後島民をして害を航客に加へしめざるを約す乃ち征臺の兵を撤し十二月復命せり

當時熊本縣士の軍に従ふもの安藤維平川覺次郎有馬源内中根正胤宮崎眞卿等五十餘人四月二十日熊本を發し長崎に至り薩會の士と合し義勇隊を編し五月十五日臺灣に着し進みて恒春の生蕃を討し二十四日石門に戦ひ六月二日縣士井上半次郎戦死す九月九日臺灣を發し十四日長崎に着す臺灣の地炎熱酷烈從軍の士殆と病に罹らざる無かりきと云ふ

九年十月二十四日夜熊本縣士太田黒伴雄加屋霽堅上野堅吾齋



藤求三郎等百七十餘人隊を分つて鎮臺司令長官種田政明縣令安岡良亮の邸を襲ひ政明以下官吏二百餘人を殺害し縣廳鎮臺を襲ひ步砲兩兵營に火して亂入し兵士六十餘人を殺傷す鎮兵之を逆撃す暴徒或は鬪死し或は自刃し或は素志を陳べんと欲して自ら縛に就き戮せらるゝものあり朝廷其の巨魁を誅し其餘法に處する差あり之を敬神黨の變と云ふ

初め伴雄霽堅等林有通の門に入り其の薰陶を受く居常神祇を崇敬し國躰を維持すべきを論し皇室を尊崇し外國を膺懲するを以て自ら期す王政維新に及びて歡喜感戴に堪へざれども歐米文物制度の浸染に至りては憂憤措く能はず力を現世に盡すの餘地なく多く職を祠宮に奉し心を幽冥に致し神力に頼りて以て國躰を維持し皇威を振張せんことを期せり既にして改曆斷髮廢刀の令相踵いて下るに及び憤懣遣る能

はず時機既に至るとなし同志の士を募り事を舉げ時勢を回復せんと欲し密に人を山口佐賀福岡等諸方に派遣して相約するところあり乃ち神圖を探り決を採り十月二十四日の夜俄に起り遂に暴舉に及びり熊本の變起るに及び秋月及び萩に於ても其の黨類兵を舉げ之に應ぜしが亦皆官軍の鎮壓するところとなり戮に就けり

明治六年征韓の論起るや陸軍大將西郷隆盛議合はさるを以て病と稱して鹿兒島に還り私學校を建て陰に其の徒を養ふ十年二月十五日隆盛等兵を舉げて熊本に向ふ時に天皇京都に在り十九日有栖川宮熾仁親王を征討總督となし陸軍中將山縣有朋海軍中將河村純義を參軍となし往いて之を討せしむ此の日城内會々火を失し城櫓殆と焼け延いて市街に及ぶ熊本縣士族池邊吉十郎等賊軍に投ず二十二日賊軍熊本城を圍む熊本鎮臺司



令長官谷干城等城に據りて固守す市民亂を避け荷擔して四方に遁る熊本縣廳亦御船に移り更に木山に移り縣吏四方に離散し縣令富岡敬明は城内に投ぜり既にして官軍高瀬より進む賊田原吉次の險を扼して官軍の南進を禦ぎ防戦甚た勗む官軍劇戦し三月三日賊將篠原國幹を吉次嶺に殪し二十日田原坂を畧す隆盛長圍を築きて城を攻め又力を盡して田原吉次の官軍を拒き戰鬪虚日なし熊本城圍を受くること五旬糧食將に盡んとす會々征討參軍中將黒田清隆長崎より八代に上陸し賊背を衝き四月十四日熊本に達す植木方面の官軍亦賊を破りて來たり會す是に於て賊圍を解いて木山に退く尋いて御船に敗れ退きて人吉を保つ官軍進み討つ賊日向延岡に轉し連戦利あらず終に退きて鹿兒島の城山を據守す官軍之を圍む二十餘日九月二十四日城山遂に陥り隆盛以下戦死し餘衆悉く降りて事平ぐ

是より先舊藩主細川護久朝命を受け來たりて高瀬に駐り縣士を鎮撫す當時縣士往々官軍に従ふものあり而して吉邊吉十郎等は夙に賊軍に投ぜり護久諭すに歸順を以てすれども應せず此の役や熊本市街兵燹に罹り滿目蕭條焦土に歸し市民資産を失ひ四方に離散し僅に生を保つのみ政府賑恤撫養數年にして舊に復するを得たり

二十三年新に帝國議會を開設せらる熊本縣は選舉區を六個に分ち衆議院議員八人を選出することゝなる即ち第一區熊本市飽田、託麻、宇土郡二人第二區(玉名郡)一人第三區(山鹿、山本、菊池、合志、阿蘇郡)二人第四區(上、下益城郡)一人第五區(八代、葦北、球磨郡)一人第六區(天草郡)一人

三十三年衆議院議員選舉法改正せらる府縣を以て一選舉區となし人口五萬以上を有する市は別に一選舉區と爲すに及



ひ熊本縣は市部一人郡部八人を選出することゝなる即ち現  
行の制なり

三十三年東宮殿下西國を巡遊し給ふ十月四日東京を發し給ひ  
京都舞子福岡等を巡り二十一日熊本に着し給ふ諸兵教練分列  
式及び諸所を閱覽し給ひ駐駕三日の後久留米佐世保長崎丸龜  
松山岡山等を経させられ十一月十九日舞子に着御あり皇太子  
の當國に行啓し給ひしことは實に振古未曾有の事に屬す  
三十五年十一月第六第十二師管下に於て特別大演習を行はる  
七日車駕東京を發し十日熊本に着し給ふ謹みて按ずるに景行  
天皇此國に巡幸し給ひしより一千七百八十四年を経明治五年  
に至り一たび鳳輦を拜し奉り後三十年草莽の臣庶斯に再び聖  
駕を奉迎し鹵簿の盛儀を仰く事を得て誠歡誠喜禁する能はず  
嚮きに車駕臨幸の説一たび傳はるや億兆傾葵仰望一日千秋の

思を爲せり今や親しく錦旗の風に翻るを瞻仰し皇威洪澤八紘  
に洽く恭しく帝室の萬歳を祝し國運の隆昌を祈り奉る

肥後國史畧終



4/37

明治三十六年十一月十二日印刷  
明治三十六年十一月十五日發行

編纂者 熊本縣

發行者 熊本縣師範學校內 私立熊本縣教育會

右代表者 熊本市本町京町百貳拾四番地 赤星不羈士

印刷者 東京市小石川區久堅町百〇八番地 水谷景長

印刷所 東京市小石川區久堅町百〇八番地 會社博進社工場

發賣所 熊本市新二丁目貳拾五番地 長崎次郎



81
985



1950



026285-000-1

81-985

肥後国史略

赤星 不羈士 / 刊

M36

ADC-4058

